



知ってる？ 東京都内の市民運動や労働運動、取材活動が「逮捕」されやすくなること

東京都迷惑防止条例「改正」案

詳しくはコチラ

自由法曹団東京支部 HP

<http://www.jlaf-tokyo.jp/>

警視庁が提案した「改正」案

警視庁は、東京都議会に迷惑防止条例「改正」案を提出。3月22日の警察・消防委員会で採決、3月29日の都議会最終日には成立させようとしています。

「改正」案では、現行の規制に加えて

- ・みだりにうろつくこと
- ・電子メール（SNS含む）を送信すること
- ・監視していると告げること
- ・名誉を害する事項を告げること
- ・性的羞恥心を害する事項を告げること

を新たな規制の対象として、罰則を重くするものです。

警視庁は、スマートフォンや電子メール・SNSの普及により現行で対応できない事案の増加などを「改正」の理由にしていますが、本当に必要な「改正」なのでしょうか…？

審議日程

3月19日（月）13時～	警察・消防委員会	審議
3月22日（木）13時～	警察・消防委員会	採決
3月29日（木）13時～	都議会最終日	採決

憲法違反の「改正」案は廃案に 傍聴・各会派への要請を強めよう

日本国民救援会東京都本部

文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター5階 TEL 03-5842-6464

「何が正当かは、現場の警察が判断」。濫用の危険が高い！

そもそも現行の迷惑防止条例自体が、警察による濫用の危険があります。

「改正」案は、捜査機関による市民運動・住民運動・労働運動・取材活動への規制をいっそう容易にするものです。迷惑防止条例は「悪意の感情」というあいまいな目的があれば、通常は処罰されない行為が処罰されます。「内心を証明のため」自白を強要される恐れもあります。また、相手が会社や法人でも成立します。しかも、被害者の告訴は不要であり、現場の警察の判断で、逮捕が可能です。

したがって、今回の「改正」で

- ・国会前で首相を批判するデモや集会を行なうこと
- ・首相夫人をネット上で批判すること
- ・労働組合がブラック企業の前で宣伝したり、過労死への抗議でピラを配ること
- ・9条改憲反対署名を集めるために、戸別訪問すること
- ・ジャーナリストが取材対象の付近を調べること
- ・市民がオンブズマンなどの監視活動を行なうこと …を繰り返した場合、

警察に突然逮捕される可能性が生じます。警察は、ときの政治体制を守るために、声をあげる人たちに対して法を悪用してきました。逮捕されると自由を奪われ、家族や社会から切り離されます。「犯罪者」の烙印を押されて、仕事や信頼を失うこともあります。あとから不起訴や無罪になっても、人生を大きく傷つけられてしまいます。

要請・署名集め・宣伝は、やむにやまれぬ行動… 憲法で保障されています

平和や暮らしを守る活動は、憲法28条（労働運動）や憲法21条（言論表現の活動）などで保障されています。

しかし、今回の「改正」によって、このような活動がのきなみ規制され、活動への萎縮や、団体への弾圧や攻撃に悪用される危険があります。

また、「法律の範囲内で条例を制定」するとしている憲法94条にも反します。

特定秘密保護法、刑事訴訟法の改悪、「共謀罪」が成立し、憲法9条の改憲が狙われるなかで、市民運動・労働運動・取材活動などを規制する根拠とされるおそれのある「改正」案に反対し、廃案を求めます。